

犬8万4264匹、猫20万2228匹

PROGRAM

TIME

プログラム

13:00

開会 「開会宣言」 植田 勝博／THE ペット法塾代表世話人

基調講演

「動物愛護先進国への体制固め」

【講師】吉田 真澄（国立大学法人帯広畜産大学 理事・副学長／ペット法学会副理事長／弁護士）

講演

「動物愛護管理法の改正に向けて」

【講師】岡本 英子（衆議院議員）

「動物愛護管理法改正のプロセスとポイント」

【講師】大倉 弘二（環境省自然環境局 動物愛護管理室室長補佐）

14:00

「殺処分ゼロを目指して～熊本市動物愛護センター～」

【講師】松崎 正吉（熊本市動物愛護センター所長）

「犬ビジネスの闇」

【講師】太田 匡彦（朝日新聞社 「犬を殺すのは誰か」著者）

BREAK

15:00

対談

「動物取扱業に必要な法規制」

成田 司 × 細川 敦史

(Giraf Project・(株)コーケア代表) (弁護士・THE ペット法塾事務局長)

16:00

パネルディスカッション

【パネリスト】岡本英子／大倉弘二／松崎正吉／太田匡彦／成田司／細川敦史／植田勝博／川崎亜希子（公社）日本動物福祉協会栃木支部支部長 【コーディネーター】吉田真澄

東日本大震災 現場からの報告

今本成樹／新庄動物病院院長、太田匡彦、川崎亜希子、西風直美／THE ペット法塾／他

17:00

閉会

2011.6.4 動物愛護法改正シンポジウム

「真に動物の命を守る法律へ」—動物愛護管理法改正についての提言

THEペット法塾代表 弁護士 植田 勝博

動物愛護管理法（以下動物愛護法という）の改正にあたって、次の改正が必要であることが確認された。

1 行政による犬ねこの引取義務条項（動物愛護法35条）の全面的な見直し

(1) 現在、行政において年間殺処分件数は、犬 84,264 四、ねこ 202,228 四（平成20年）と膨大な数に上る。

行政は、動物愛護法35条による引取義務があり、動物の処分は、狂犬病予防法ないし条例に基づいて、2日間の公示、公示期間満了1日後に処分できるとして、数日内の殺処分がなされる状況がある。

人から捨てられ、あるいは所有者不明の犬又はねこが行政に持ち込まれると、あたかもゴミのごとく殺処分がされている。

動物愛護法は、所有の有無に関わらず、殺傷、虐待、遺棄を犯罪として禁止して、動物の命を守り動物福祉を目的とする。その趣旨からすると、行政の引取義務と殺処分の現状は、明らかに動物愛護法に反すると言わざるを得ない。

(2) また、行政の措置には、次の違法があると考えられる。

行政の殺処分の根拠は、狂犬病予防法及びそれを前提とする条例によるとするが、狂犬病予防法は、狂犬病に罹患していない伝染源とならない犬ねこに狂犬病予防法の措置を取ることは許されていないと解される。（同法第4条1項）。

狂犬病予防法による殺処分は、狂犬病の伝染を防ぐ防疫法の目的のために限られ、本来極めて制限されるべきところ、行政は引取動物の殆どを殺処分してきたもので、狂犬病予防法に違反する虞が極めて高い。

また、所有者不明の犬又はねこは、動物愛護法35条2項に基づく引取りをし、遺失物法の適用は受けないとして同法の規定を遵守していないことが多い。しかし、遺失動物は遺失物である。遺失物法は平成19年の改正において、警察への届出の他に動物愛護法35条2項の行政の引取を追加した（遺失物法4条3項）が、それは、警察よりも、遺失動物の管理、飼養は動物愛護センターなど行政が適切であるという立法理由によるものである。遺失動物を遺失物から除外するとの改正ではなく、遺失動物は遺失物であり遺失動物として扱われなければならない。遺失物法において、遺失動物は2週間の公告をし、飼主に戻される措置を取る。動物は少なくとも2週間保護され、所有者への返還率は70%～80%に達していた。これに対して、行政へ届出された遺失動物は、3日ないし数日内で殺処分がされ、所有者への返還率は著しく少ない。行政の措置は遺失物法に反するものである。

(3) 行政の動物引取の制限

行政の引取義務の規定は、犬ねこをあたかもゴミとして廃棄をする肩代わりの機能をしてきたもので動物愛護法の趣旨に反するものである。

動物愛護法の趣旨からすれば、行政の動物引取は「やむをえない場合のみ」に制限をするとの改正が必要である。

(4) 引き取りを求める飼主等に対する指導、教育義務

行政は、動物の引き取りを求める飼主らに対しては、愛護をもって動物飼養義務を負うべきことの指導、教育をするとの規定が求められる。そして、飼養を放棄する飼主の場合は、行政罰なし飼養義務に相当する負担金を科することも必要である。

(5) 行政の動物愛護保護義務の明文化と行政の動物管理責任

動物行政は、動物の命をあたかもゴミとしてなされた経緯を鑑み、行政の動物の管理、処分の取扱は、動物の命と福祉を守って行われること、そのために行政の動物愛護保護義務の明文化が必要である。

管理については、公的シェルターの設置、施設の環境の整備が求められる。

処分については、飼主に戻すこと、これができないときは里親探しなど生存の機会を確保することを基本とする規定が必要である。動物の殺処分は、不治で、死期が近く、苦痛を除くためなどやむをえない場合のみに厳しく制限することが必要である。

動物の管理と処分は、動物愛護法によって規定されるべきであり、法律の趣旨の異なる狂犬病予防法による殺処分はしないことが必要である。

2 狂犬病予防法の規定の見直し

- (1) 狂犬病に罹患をしていない動物については狂犬病予防法による殺処分はしないことを明確にする。
- (2) 狂犬病予防法は防疫法として機能する法律であり、動物の命を奪うときには厳格な要件をもって明確にする。

3 動物取扱業の改正の必要性

(1) 繁殖業者の規制

平成17年改正で取扱業者に対する登録制が導入されたが、繁殖業者は、動物の命や健康を犠牲にした流行犬種を過剰に乱繁殖を繰り返し、遺伝疾患に苦しむ犬が増え、売れ残った動物はゴミとして行政に持ち込まれて殺処分され、また、貧弱な経済力・倒産により、多数の動物を餓死させ、放置し、遺棄するという悲惨な事態を発生させてきた。

しかし、繁殖業者は生まれてくる動物の命に対する責任を負い、健康な動物の血統や適切な子孫を残すための知識を備え、繁殖回数の制限など、動物の心身に配慮した繁殖を行い、そのための知識や倫理観を兼ね備えることが必要である。繁殖業者は知識と倫理をもった資格制度（ライセンス制）の導入が求められる。

(2) 販売業者の適正化

業者の乱販売によって、多数の動物が捨てられるという、命ある動物を扱う業者としては許されないものである。衝動買いを誘う深夜営業、インターネット販売、移動販売、幼齢販売（英国、ドイツなどは生後8週齢未満の販売制限）、その他の不適切な販売の規制が必要である。動物の譲渡は、動物の福祉、里親探しのために、経済的、住居、生活環境などから適切な飼養が困難となる虞のある買主には販売をしないことが必要である。

(3) 繁殖業者・ペットショップの規制と行政の立入監督義務

毎年、業者の施設で火災が発生して動物が犠牲になっているが、動物の福祉と安全のための環境、施設の整備の規制が必要である。業者の無責任な販売など、また、破

綻した業者による動物被害と多大な社会的負担に対する責任を確保するための営業保証金制度が必要である。

また、行政においては、業者の悪質営業や経営破綻は、行政の事前の立入調査により、その前兆は充分把握でき、業者の崩壊と動物被害を防止できると言われる。行政の立入権（義務）を含む行政規制が必要である。また、悪質な業者の公表も必要である。

(4) 愛護団体の寄付金詐欺・ボランティア詐欺に対する規制

従前、動物愛護を騙り、寄付金等を募って金品をだまし取るような事件は後を絶たず、疑いのあるケースは全国各地で発生している。一定額以上の寄付金を集める団体は、集めた寄付金の公表とその使途を公表する義務を課すなどの規制が求められる。

4 飼主の責務、動物の虐待の規制、アニマルポリス

(1) 飼主等の動物飼養愛護義務、無責任な飼主の啓発とペナルティ

飼主は、愛護をもって動物飼養義務を負うべきものであり、飼主の動物愛護飼養義務を明文化することが必要である。また、具体的な義務内容として、購入前の飼主の愛護飼育教育、野良ねこを生まないための室内飼育の推奨、犬ねこの不妊去勢手術の推奨ないし義務化の規定が考えられる。飼主の動物保護責任に反するときは行政罰ないしペナント飼養義務に相当するペナルティを科することも必要である。

(2) マイクロチップの装着は、迷い犬ねこの発見、遺棄や虐待の抑止効果があることから、動物への負荷がなく、少ない費用で、譲渡前の業者において義務的になされることが必要と考えられる。

(3) 飼育放棄ないし動物虐待の捜査、犯罪などに対処するためのアニマルポリスの導入が求められる。

5 行政の公共的動物保護責任、国民の動物愛護義務

野良ねこなど飼主のいない動物の餌やりなどの愛護活動がされている。動物を排除し、動物の命を顧慮しないことは人と動物の共生に反するものである。

行牧は、野良ねこなど飼主のいない動物について、人と動物の共生という公益的、公共的動物保護責任を明記し、行政は、動物保護活動について、その支援と責任を明らかにすること。併せて、国民の動物愛護義務を規定することが必要である。人と動物の共存の社会のために、学校での動物愛護教育や社会教育が必要である。

6 動物の殺傷、虐待・遺棄の定義について

動物愛護法に違反する犯罪の告発について、動物愛護法を適用せず、狂犬病予防法により立件されてきた。これは、刑事司法が消極的であること以外に、動物愛護法の刑罰規定が明確性を欠いて、適切な動物犯罪の規制ができないと考えられ、動物保護に機能するための規定の明確化、具体化の法改正が求められる。

7 動物実験の禁止

化粧品、薬品などのための動物実験は、代替をもって行い必要かつ最小限によるとする規定が必要である。

8 産業動物の愛護

動物の命を無視して必要性に乏しい商品や物として扱うことは動物愛護法に反する。産業動物について、動物の福祉を基本としての規制が必要である。